

講義「養護教諭の職務について」（3年）

を実施しました

10月25日、本校養護教諭の榎本早織先生を講師に迎え、「養護教諭の職務について」というテーマで、教育創造コースの3年生にご講義をいただきました。



養護教諭って何者？

- 学校教育法に規定されている**教育職員**である。
- 教育職員免許法に基づく**教員免許**を有している。
- 医学的、看護学、公衆衛生学等の知識、健康相談等の専門知識を有した**専門職**である。
- ほとんどの場合**1校当たり1人の必置**としてどこの学校にもいる。
- **保健室**を運営し、その機能を生かして活動している。



「性」を考える時に…

- Sexual Health 健康
- Sexual Rights 権利
- Sexual Pleasure 喜び・満足感

※関係する全員にとってポジティブな経験で、
他者の権利や福利を侵害し、得られるものではない

私たちの身近な存在である養護教諭（保健室の先生）ですが、法的な位置づけやその歴史については初めて聞く内容ばかりでした。養護教諭の一日の仕事の流れや免許状取得の方法についても教えていただきました。その他、ミニ授業も行っていただき「性」についての認識も新たにすることができました。
毎日私たちの心身の健康のために頑張ってくさっている先生のお仕事の一端を知ることができました。榎本先生、本日は本当にありがとうございました。